

裁判長 品川 英基 様  
裁判官 道場 庸介 様  
裁判官 塚田久美子 様

## ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟の 公正な判決を求める要請書

水俣病公式確認から67年という長い年月が過ぎました。

2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決において、加害企業チッソ、国、熊本県が水俣病の発生・拡大について法的な責任を負うことが確定しました。

その後、2009年に成立した水俣病被害者救済特別措置法では、不知火海沿岸地域に住む30,433人に水俣病特有の感覚障害が認められ、水俣病被害者として救済されてきました。

しかし、2年という短い期間で申請が締め切られ、また、救済対象地域の不当な線引き等のために、いまだに救済されない多くの被害者が取り残されてしまいました。取り残された水俣病被害者たちは、四肢末梢の感覚障害、手足のしびれ、頭痛、耳鳴り、運動失調などの身体的障害に加えて、いわれのない差別・偏見を受け、日々、精神的・社会的にも苦しみ続けています。

このような水俣病被害者を救済する最後の手立てとして、2013年に貴裁判所に提訴されたのがノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟であります。

水俣病問題を最終的に解決するには、被害者が人間らしく生きるための福祉政策の充実、環境復元、地域のもやい直し（絆の再生）等、多くの課題が残されていますが、まずは被害者がその被害の実態に見合った適正な賠償を受けることがこれらの課題を解決するための第1歩となります。

貴裁判所が、これまで10年間にわたって、真摯に本件訴訟の審理にあたっ  
てこられたことに心から敬意を表するものです。

貴裁判所においては、水俣病被害者の被害実態に真摯に向き合い、水俣病問題の最終的解決を導くための重要な指針となるような公正な判決を示されるよう心から要請いたします。

年 月 日

住 所

団体名